

学校法人青森田中学園 奨学寄附金取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人青森田中学園（以下「本学園」）が受入れる奨学寄附金の取扱いについて、受入れ基準等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において奨学寄附金とは、本学園において学術研究の助成を目的に受入れる寄附金をいう。

(受入の原則)

第3条 奨学寄附金は、本学園の教育・研究上有意義であり、かつ教育・研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

第2章 奨学寄附金

(申込み)

第4条 奨学寄附金としての寄附をしようとする者は、次の各号の事項を記載した奨学寄附金申込書により、理事長宛に申し込むものとする。

- (1) 寄附金額
- (2) 寄附者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（寄附者が個人の場合は、氏名、住所及び職業）
- (3) 寄附の目的
- (4) 寄附の条件がある場合は、その条件
- (5) 寄附金に名称がある場合は、その名称
- (6) その他参考となる事項

(受入れ制限)

第5条 奨学寄附金は、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受入れない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
 - (2) 寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
 - (3) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準じる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
 - (4) 寄附申込後、寄附者がその意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
 - (5) その他本学園の学術研究に支障があると認められる条件。
2. 前項の規定にかかわらず、奨学寄附金を受入れることにより新たな財政負担を伴うこととなる場合は、これを受入れないものとする。ただし、通常の前算枠組みの範囲内で賄える場合はこの限りではない。

(審査基準)

第6条 本学園理事会は、第3条に定める受入の原則及び第5条に定める受入制限について抵触の有無を審査する。

(受入の決定)

第7条 奨学寄附金の受入の可否は、理事長が決定する。

(支出手続き)

第8条 奨学寄附金は、本学園会計に収納後、間接経費として10%を差し引いた額を寄附の目的にしたがって支出する(以下、間接経費を除いて支出する奨学寄附金を「奨学寄附研究費」という。)

(使途)

第9条 奨学寄附研究費の執行は、寄附者の趣旨に沿って、本学園経理規程にしたがって行うものとする。

2. その他に特別な必要があると認められるときは、理事会の議を経てその使途を定めることができる。

(移し換え等)

第10条 奨学寄附金は、使途において研究を担当する教員が指定されている場合は、当該教員が他の研究機関等に転出、または退職をしたときには、移し換え及び返還をしないものとする。

第3章 補 足

(細則)

第11条 この規程に定めるものの他、奨学寄附金の運用に必要な細則は別に定める。

(その他)

第12条 この奨学寄附金の事務は、研究支援・地域連携課で行う。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

平成 年 月 日

奨学寄附金申込書

学校法人青森田中学園
理事長 石田 憲久 殿

寄附者（個人の場合は、住所、氏名）
所在地
名 称
代表者職・氏名 印

下記のとおり寄附したいので申し込みます。

記

1 寄 附 金 額

2 研 究 の 目 的

3 寄 附 の 対 象 者

4 寄 附 の 条 件

5. 寄 附 の 方 法 （どちらかを選択してください。）

受配者指定寄付金（決算月： 月）

※寄付者の決算月をご記入ください。

特定公益増進法人に対する寄付金

6 そ の 他

7 連 絡 先

※ 連絡担当者の氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等を記載すること。